

令和4年度
第7回埼玉地方最低賃金審議会

日 時：令和4年10月3日（月）
午前9時30分～

場 所：埼玉労働局
14階雇用保険説明会会場

次 第

1 開 会

2 定足数の確認
公益代表委員 名
労働者代表委員 名
使用者代表委員 名

3 配布資料の確認

4 議 題

(1) 特定最低賃金の改正決定について（答申）

(2) その他

資 料

- No.1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
- No.2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
- No.3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
- No.4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
- No.5 埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書



令和4年9月20日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会
部会長 鈴木 奈穂美

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	小山 彰 鈴木 奈穂美 福田 素生
労働者代表委員	菊地 裕次 濱田 浩 安富 良磨
使用者代表委員	杉田 幸男 廣澤 健一 細沼 直泰

別 紙

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,006円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



令和4年9月29日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 鈴木 奈穂美

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉
県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低
賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達
したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 鈴木奈穂美
土屋 直樹
満木 祐子

労働者代表委員 近藤 正人
霜垣 謙一
西牧 善信

使用者代表委員 鈴木健一郎
並木 浩
布川 重行

別 紙

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域
埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,013円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和4年9月27日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 福田 素生

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 小山 彰
土屋 直樹
福田 素生

労働者代表委員 榎本 一也
二階堂祐輔
町田 克則

使用者代表委員 金井 浩
嶋田 昌美
塚越 保雄

別 紙

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,013円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



令和4年9月14日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・
同部分品製造業最低賃金専門部会
部会長 福田 素生

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 土屋 直樹
福田 素生
満木 祐子

労働者代表委員 新井 博
江郷 俊太
松村 敏司

使用者代表委員 粟生田誠人
石井 俊司
石口 孝貴

別 紙

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品 製造業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,022円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和4年9月21日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会
部会長 満木 祐子

埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 小山 彰
鈴木奈穂美
満木 祐子

労働者代表委員 安澤 昌弘
柿沼 聡
松田 史弘

使用者代表委員 坂田 秋雄
須藤 喜弘
野口 雅之

別 紙

埼玉県自動車小売業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,018円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり